

第4号様式（第10条関係）

会 議 録（要 旨）

会 議 名	平成25年度 第2回文化財保護審議会
開 催 日 時	平成25年7月27日（土） 15時00分 ～17時00分
開 催 場 所	歴史民俗資料館 会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：内野副会長、國、清水、城崎、瀬川、田代、檜崎、原田委員 欠席者：蓮沼会長、多田委員
議 題	1 指定文化財候補の検討について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	<p>議題1について</p> <p>(1) 江戸時代名主家文書について</p> <p>市史調査報告書が刊行され、文書の目録化と概要については、既にまとめられている（昭和以降の近代文書など、一部目録化されていないものもある）。なかでも、乙幡家文書は約9300点という市域の文書で最大の点数を誇り、中藤村、武蔵村山市域の近世史を語るだけでなく、多摩地域の近世史を語る資料ともいえる、貴重なものである。</p> <p>文化財の名称としては、各家の文書名をどうするかの問題がある。</p> <p>例) 「乙幡泉家文書」なのか「乙幡市郎衛門家文書」なのか</p> <p>また、文化財指定をする場合は、より厳重な資料保全のための環境が求められるため、館蔵でない資料については、所有者との調整により、資料館への寄贈（もしくは寄託）依頼についても検討すべきである。</p> <p>(2) 板碑について</p> <p>文化財資料集1やこれまでの特別展等により、史料集成は済んでいる。眞福寺周辺に残された板碑群等を例に挙げ、市域の中世史を語る上で、欠くことのできない史料である。</p> <p>市内に残る板碑の中で、板碑自体の資料的価値（大きさ、年代）や採集出土状況等を検討し、どの板碑が指定対象となるか絞り込む必要がある。</p> <p>議題2について</p> <p>次回会議の日程：平成25年10月20日（日）午後2時から</p> <p>次回検討対象文化財</p> <p>江戸時代名主文書（多田委員）、軽便鉄道（檜崎委員）、三ツ木地区防空壕（事務局）</p>
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	<p>議題1について</p> <p>昨年度選定した7件の文化財のうち、今回の会議では「江戸時代名主家文書」と「板碑」について、各担当委員より報告の後、検討を行った。</p> <p>「江戸時代名主家文書」は、國委員より中藤村の旧名主家文書（乙幡家・渡辺家・内野家）について、概要と指定に際しての課題・問題点等について説明。</p> <p>概要説明 別紙レジュメ資料参照</p> <p>「板碑」は、内野副会長より、板碑の概要、市内板碑の資料的価値について、内野副会長の論考（別紙資料）等をもとに説明。</p>

会議の公開・ 非公開の別	■公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()
-----------------	--

傍聴者： _____人

会議録の開示・ 非開示の別	■開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： _____） <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： _____）
------------------	--

庶務担当課	教育部 生涯学習スポーツ課 歴史民俗資料館グループ（外線：560-6620）
-------	--

（日本工業規格A列4番）